

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		優良住宅の認定（法人・短期）
根拠法令及び条項		租税特別措置法第63条第3項第6号 租税特別措置法第63条第3項第7号ロ
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
審査基準	関係条項	租税特別措置法施行例第38条の5第13項及び同条第15項 昭和54年3月31日建設省告示第768号 新座市土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務施行規則
	基準 (未設定の場合はその理由)	関係条項による審査基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定（前例事務処理がないため）
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）